|  |
| --- |
| 令和６年４月版 |

高槻市指定障がい福祉サービス事業者自主点検表

【短期入所】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 記入年月日 | 令和　　　　年　　　　月　　　　日 |  |
| 法　人　名 |  | |
| 事業所名 |  | |
| 記入担当者職・氏名 | （職）　　　　　　　　　　　　　（氏名） | |

* この自主点検表は、主に「高槻市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例」に基づく基準について記載しています。事業所における自主点検用に利用してください。
* □について、チェック項目の内容を満たしているものについては「適」、そうでないものは「不十分」にチェックをしてください。
* 該当する利用者がいないなど該当しない項目については、斜線を記載してください。
* 「確認書類」には標準的な確認書類を記載しています。事業所の実情に応じて必要な確認書類を確認してください。

高槻市指定障がい福祉サービス事業者自主点検表【短期入所】

# 第１ 一般原則・基本方針

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着眼点 | 自主点検結果 | 確認書類 |
| １　一般原則 | １　　利用者又は障がい児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者又は障がい児の保護者の立場に立っ  た当該サービスの提供に努めているか。 | □　適  □　不十分 |  |
| ２　　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 | □　適  □　不十分 |
| ２　基本方針 | 利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ、食事等の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行っているか。 | □　適  □　不十分 |  |

# 第２　人員に関する基準

| 主眼事項 | 着眼点 | 自主点検結果 | 確認書類 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　従業者の配置の基準 | １－（１）　　併設事業所（入所施設等）の場合  　従業員の員数は、入所施設等の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該入所施設等の利用者の数とみなした場合において、当該入所施設等として必要とされる数以上となっているか。  １－（２）　　併設事業所（指定共同生活援助事業者等）の場合  ア　指定短期入所と同時に指定共同生活援助等を提供する時間帯  　　　従業者の員数は、指定共同生活援助事業所等の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当  該指定共同生活援助事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活援助事業所等に  おける生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上となっているか。  イ　指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。）  　　　従業者の員数は、当該日の指定短期入所の利用者の数が６名以下については、１以上、７名以上について  は、１に当該日の指定短期入所の利用者の数が６を超えて６又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以  上となっているか。 | □　適  □　不十分 | １ 労働条件通知書又は雇用契約書等  ２ 資格証明書  ３ 勤務（予定）実績表  ４ タイムカード  ５ 賃金台帳　　　ほか  （管理者含めた従業者全員分） |
| ２－（１）　　空床利用型事業所（入所施設等）の場合  　従業者の員数は、入所施設等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該入所  施設等の利用者の数とみなした場合において、当該入所施設等として必要とされる数以上となっているか。  ２－（２）　　空床利用型事業所（指定共同生活援助事業者等）の場合  ア　指定短期入所と同時に指定共同生活援助等を提供する時間帯  　　　従業者の員数は、指定共同生活援助事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活援助事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活援助事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上となっているか。  イ　指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。）  　　　従業者の員数は、当該日の指定短期入所の利用者の数が６名以下については、１以上、７名以上について  は、１に当該日の指定短期入所の利用者の数が６を超えて６又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上となっているか。  ※　なお、介護保険法による指定短期入所生活介護事業所又は基準該当短期入所生活介護事業所について、空床利用型事業所として指定する場合における当該空床利用型事業所に置くべき従業者の員数は、指定短期入所生活介護事業所に置くべき従業者の員数を確保していれば足りる。 | □　適  □　不十分 |
| ３－（１）　　単独型（指定生活介護事業所等）の場合  ア　指定短期入所と同時に指定生活介護等を提供する時間帯  　　　従業者の員数は、指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上となっているか。  イ　指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。）  　　　従業者の員数は、当該日の指定短期入所の利用者の数が６名以下については、１以上、７名以上については、１に当該日の指定短期入所の利用者の数が６を超えて６又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上となっているか。  ３－（２）　　単独型（指定生活介護事業所等以外）  　従業者の員数は、３－（１）イに定める数以上となっているか。 | □　適  □　不十分 |
| ２　管理者 | １　　専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。  ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。　兼務先事業所名・職務（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | □　専従の管理者を配置  □　兼務の管理者を配置  →□業務に支障はない  □業務に支障がある |

第３　設備に関する基準

| 主眼事項 | 着眼点 | 自主点検結果 | 確認書類 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　設備、備品等 | １　　併設事業所又は空床利用型事業所にあっては、併設事業所又は障がい者支援施設等の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いているか。 | □　適  □　不十分 | １ 平面図  ２ 現地確認 |
| ２　　併設事業所にあっては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある障がい者支援施設等（以下「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができる。  ※　併設本体施設の居室を指定短期入所の用に供することは認められない。 | □　適  □　不十分 |
| ３　　空床利用型事業所にあっては、当該施設として必要とされる設備を有することで足りる。  ※　空床利用型事業所の設備については、その居室を利用する指定障がい者支援施設等として必要とされる設備を有することで足りる。 | □　適  □　不十分 |
| ４　　単独型事業所には、次に掲げる設備を設けているか。  （１）居室  　ア　１の居室の定員は、４人以下となっているか。  イ　地階に設けていないか。  ウ　利用者１人当たりの床面積は、収納設備等を除き８平方メートル以上であるか。  エ　寝台又はこれに代わる設備を備えているか。  オ　ブザー又はこれに代わる設備を設けているか。  　　　（２）食堂  　　　　ア　食事の提供に支障がない広さを有しているか。  　　　　イ　必要な備品を備えているか。  　　　（３）浴室  　　　　利用者の特性に応じたものであるか。  　　　（４）洗面所  　　　　ア　居室のある階ごとに設けているか。  　　　　イ　利用者の特性に応じたものであるか。  　　　（５）便所  　　　　ア　居室のある階ごとに設けているか。  　　　　イ　利用者の特性に応じたものであるか。  　　　（６）その他運営上必要な設備 | □　適  □　不十分 |

第４　運営に関する基準

| 主眼事項 | 着眼点 | 自主点検結果 | 確認書類 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　内容及び  手続の説明及び同意 | １　　支給決定障がい者等がサービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。  ※　重要事項説明書には次の内容が記載されているか。その内容は、判り易いものとなっているか。   |  |  | | --- | --- | | 事業者、事業所の概要（名称、所在地、連絡先など） | 有・無 | | 運営規程の概要  （目的、方針、営業日時、通常の事業の実施地域、事業の主たる対象とする障がいの種類など） | 有・無 | | 管理者氏名及び従業者の勤務体制 | 有・無 | | 提供するサービスの内容とその料金について | 有・無 | | その他費用（交通費など）について | 有・無 | | 利用料、その他費用請求及び支払い方法について | 有・無 | | 秘密保持と個人情報の保護（使用同意など）について | 有・無 | | 事故発生時の対応方法（損害賠償の方法を含む） | 有・無 | | 緊急時の対応方法 | 有・無 | | 苦情解決の体制及び手順、苦情相談の窓口、苦情・相談の連絡先(事業者、市町村窓口、運営適正化委員会など) | 有・無 | | 非常災害対策 | 有・無 | | 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況） | 有・無 | | 虐待防止のための措置 | 有・無 | | サービスの提供開始予定年月日 | 有・無 | | 事業者、事業所、利用者（場合により代理人）による説明確認欄 | 有・無 |   ※　重要事項説明書及び契約書等の書面の交付を行っているか。  ※　利用者の承諾を得た場合には、当該書面に記載すべき事項を電子メール等でファイルを提供する方法やCD-ROM等を交付する方法により提供することができる。  ※　重要事項説明書及び契約書等には、利用者の確認を受けているか。  ※　重要事項説明書と運営規程で内容（営業時間など）が相違していないか。  ※　契約の内容は、不当に利用者の権利を侵害若しくは制限するものとなっていないか。  ※　児童の利用契約については、受給者である保護者名で契約し、利用児童の氏名を併記しているか。  ※　指定基準名を記載している場合、高槻市の条例名になっているか。 | □　適  □　不十分 | １ 運営規程  ２ 重要事項説明書  ３ 契約書 |
| ２　　社会福祉法第７７条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしているか。  ※　重要事項説明書及び契約書等の書面については、利用者の障がいの特性に応じて適切な対応を行っているか。  （点字版・拡大文字版・録音テープ版・手話通訳・ルビ版・絵文字版・ビデオテープ版など） | □　適  □　不十分 | １ 契約書  ２ 重要事項説明書 |
| ２　提供拒否の禁止 | 正当な理由がなく、サービスの提供を拒んでいないか。  ※ 正当な理由がある場合  ①　当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合  ②　主たる対象とする障がいの種類が異なる場合、その他利用申込者に対し自ら適切な支援を提供することが困難な場合  ③　入院治療が必要な場合  ※　サービスの提供を拒んでいる場合は、理由を含めて記録しているか。 | □　適  □　不十分 | １ 相談記録等 |
| ３　連絡調整に対する協力 | サービス利用について、市町村又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | □　適  □　不十分 | １ 連絡調整に関する記録等 |
| ４　サービス提供困難時の対応 | 事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認  めた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | □　適  □　不十分 | １ 相談記録等  ２ 連絡調整及び紹介に関する記録等 |
| ５　受給資格の確認 | サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。  ※　確認方法： 写しの取得 ・ 書き写し 、その他の方法（　　　　　　　　　） | □　適  □　不十分 | １ 受給者証（写） |
| ６　介護給付費の支給の申請に係る援助 | １　　支給決定を受けていない者から利用申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | □　適  □　不十分 | １ 相談記録等 |
| ２　　支給有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、必要な援助（申請勧奨等）を行っているか。 | □　適  □　不十分 |
| ７　心身の状況等の把握 | サービスの提供に当たり、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | □　適  □　不十分 | １ アセスメント等の記録 |
| ８　指定障がい福祉サービス事業者等との連携等 | １　　サービスの提供に当たり、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | □　適  □　不十分 | １ 連絡調整に関する記録等 |
| ２　　サービスの提供の終了に際して、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | □　適  □　不十分 | １ サービス提供記録  ２ 連絡調整に関する記録等 |
| ９　サービスの提供の記録 | １　　サービスを提供した際に、提供日、内容その他必要な事項をサービスの提供の都度、記録しているか。  ※　サービス提供記録に必要な事項  ① サービスの提供日  ② 提供したサービスの具体的内容  ③ 実績時間数  ④ 利用者負担額等に係る必要な事項（加算等の算定要件を確認できる事項） | □　適  □　不十分 | １ サービス提供記録  ２ サービス提供実績記録票  ３ 車両運行記録（車検証） |
| ２　　サービス提供の記録に際し支給決定障がい者等からサービスを提供したことの確認を受けているか。 | □　適  □　不十分 |
| 10　支給決定障がい者等に求めることのできる金銭の支払いの範囲等 | １　　サービスを提供する支給決定障がい者等に対して金銭の支払いを求めることができるものは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障がい者等に支払いを求めることが適当であるものに限られているか。  ※　曖昧な名目による徴収は認められない。  例えば、サービス提供の交換条件あるいは前提条件に、年会費や登録料、寄附金等を強要していないか。 | □　適  □　不十分 | １ 契約書、重要事項説明書  ２ 費用に関する請求書（控）・領収証（控） |
| ２　　金銭の支払いを求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障がい者等に金銭の支払いを求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障がい者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。（ただし、１３の１から３についてはこの限りではない。） | □　適  □　不十分 | １ 契約書、重要事項説明書  ２ 費用に関する請求書（控）・領収証（控） |
| 11　サービスの開始及び終了 | １　　介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、サービスを提供しているか。  ※　いたずらに長期間利用することがないよう、客観的な利用者の生活状況を踏まえ適切な利用期間としているか。 | □　適  □　不十分 |  |
| ２　　他の事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、サービスの提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。 | □　適  □　不十分 | １ 連絡調整に関する記録等 |
| 12　入退所の記録の記載等 | １　　入所又は退所に際しては、事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項を、支給決定障がい者等の受給者証に記載しているか。  ※　支給量管理の観点から、利用者の入退所の都度、受給者証に入退所年月日等の必要な事項を当該利用者の受給者証に記載しているか。     |  |  | | --- | --- | | ①　 事業者及び事業所の名称 | 有・無 | | ②　 入退所の年月日 | 有・無 | | ③　 日数及び月累計 | 有・無 | | ④　 事業者確認欄 | 有・無 | | □　適  □　不十分 | １ 受給者証（写） |
| ２　　自らのサービスの提供により、支給決定障がい者等が提供を受けたサービスの量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障がい者等に係る受給者証のサービスの提供に係る部分の写しを市町村に提出しているか。  ※　介護給付費等の請求の際に提出することで差し支えない。 | □　適  □　不十分 | １ 報告書（控） |
| 13　利用者負担額等の受領 | １　　サービスを提供した際は、支給決定障がい者等から当該サービスに係る利用者負担額の支払いを受けているか。 | □　適  □　不十分 | １ 請求書（控）・領収証（控）  ２ 受給者証（控）、利用者負担に関する台帳 |
| ２　　法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、支給決定障がい者等から、当該サービスに係る指定障がい福祉サ  ービス等費用基準額の支払いを受けているか。 | □　適  □　不十分 | １ 領収証（控） |
| ３　　１、２の支払いを受ける額のほか、提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げるものの額の支払いを支給決定障がい者等から受けることができるが、それ以外の支払いを受けていないか。  　　（１）食事の提供に要する費用  　　（２）光熱水費  　　（３）日用品費  　　（４）日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障がい者等に負担させることが適当と認められるもの | □　適  □　不十分 | １ 契約書、重要事項説明書  ２ 運営規程  ３ 請求書（控）・領収証（控） |
| ４　　３の（１）及び（２）に掲げる費用については、平成18年厚生労働省告示第545号「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」に定めるところによるものとなっているか。  ※食事の提供に要する費用に係る利用料は、食材料費及び調理等に係る費用に相当する額を基本とすること。  ※光熱水費に係る利用料は、光熱水費に相当する額とすること | □　適  □　不十分 | １ 重要事項説明書 |
| ５　　１から３の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障がい者等に対し交付しているか。 | □　適  □　不十分 | １ 領収証（控） |
| ６　　３のサービス提供に当たり、支給決定障がい者等に対しあらかじめ当該サービスの内容及び費用について説明し、同意  を得ているか。 | □　適  □　不十分 | １ 契約書、重要事項説明書 |
| 14　利用者負担額に係る管理(上限額管理) | 上限額管理が必要な支給決定障がい者等から上限額管理の依頼を受け、適切に上限額管理を行っているか。 | □　適  □　不十分 | １ 上限額管理関係書類  ２ 受給者証 |
| 15　介護給付費の額に係る通知等 | １　　法定代理受領により市町村から介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障がい者等に対し、その額を通知してい  るか。 | □　適  □　不十分 | １ 通知書（控） |
| ２　　法定代理受領を行わないサービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障がい者等に対して交付しているか。 | □　適  □　不十分 | １ サービス提供証明書（控） |
| 16　サービスの取扱方針 | 取扱方針は次に掲げるところとなっているか。  （１）利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供しているか。  （２）サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。  （３）サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。  （４）その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | □　適  □　不十分 | １ 運営規程、重要事項説明書  ２ サービス提供記録  ３ 各種会議録  ４ 外部評価の記録等 |
| 17　サービスの提供 | １　　サービスの提供に当たり、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。  ※　利用者の家庭環境等を十分踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに、残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術をもって支援しているか。なお、サービスの実施に当たっては、利用者の人格に十分に配慮して実施しているか。  ※　同一法人内の複数の指定短期入所事業所において、同一利用者へ短期入所が提供される場合、その利用者の状態や意向等を踏まえることなく、当該事業所間で短期入所が繰り返されることは望ましくない。 | □　適  □　不十分 | １ アセスメント等の記録 |
| ２　　適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしているか。  ※　入浴の実施に当たっては、利用者の心身の状況を踏まえて適切な方法により実施しているか。なお、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めているか。 | □　適  □　不十分 | １ 入浴等の実施記録 |
| ３　　利用者に対し、当該支給決定障がい者等の負担により、当該事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。 | □　適  □　不十分 |  |
| ４　　支給決定障がい者等の依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行っているか。  ※　食事の提供に当たっては、提供する手段によらず、年齢や障がいの特性に応じて、適切な栄養量及び内容の食事を確保するため、栄養士等による栄養管理が行われる必要があるほか、次の点に留意して行っているか。  　　　ア　利用者の嗜好、年齢、障がいの特性に配慮し、できるだけ変化に富み、栄養のバランスに配慮すること。  　　　イ　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。  　　　ウ　適切な衛生管理を行うこと。  　　　エ　外部の事業者へ委託することは差し支えないが、受託事業者に対し、利用者の嗜好や障がいの特性等が食事の内容に反映されるよう、定期的に調整を行うこと。 | □　適  □　不十分 | １ 食事提供の記録  ２ 献立表等関係帳簿  ３ 委託契約書  　（外部委託の場合） |
| ５　　利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しているか。 | □　適  □　不十分 |
| 18　相談及び援助 | 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 | □　適  □　不十分 | １ サービス提供記録  ２ 相談記録等 |
| 19　緊急時等の対応 | 現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じているか。  ※　職員会議、マニュアル等の方法によりあらかじめ従業者に対し、緊急時の対応方法に関して周知を図っているか。 | □　適  □　不十分 | １ 緊急時対応マニュアル  ２ 職員への周知に関する資料等 |
| 20　健康管理 | 常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。 | □　適  □　不十分 | １ サービス提供記録 |
| 21　支給決定障がい者等に関する市町村への通知 | 支給決定障がい者等が偽りその他不正の行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 | □　適  □　不十分 | １ 記録等 |
| 22　管理者の責務 | １　　管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行っているか。 | □　適  □　不十分 | １ 組織体制図  ２ 職務分担表  ３ 業務日誌　　等 |
| ２　　管理者は、当該事業所の従業者に規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | □　適  □　不十分 |
| 23　運営規程 | 事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。   |  |  | | --- | --- | | １　事業の目的及び運営の方針 | 有・無 | | ２　従業者の職種、員数及び職務の内容 | 有・無 | | ３　利用定員 | 有・無 | | ４　サービスの内容並びに支給決定障がい者等から受領する費用の種類及びその額 | 有・無 | | ５　サービスの利用に当たっての留意事項 | 有・無 | | ６　緊急時等における対応方法 | 有・無 | | ７　非常災害対策 | 有・無 | | ８　事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合の当該障がいの種類 | 有・無 | | ９ 虐待の防止のための措置に関する事項  ア　虐待防止に関する責任者の選定  イ　成年後見制度の利用支援  ウ　苦情解決体制の整備  エ　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法・研修計画など）  オ　虐待防止委員会の設置等に関すること　等 | 有・無 | | 10　その他運営に関する重要事項  　地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。 | 有・無 |   ※　従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、基準上置くべきとされている員数を満たす範囲で「○人以上」と記載することも差し支えない。  ※　空床利用型事業所を除く事業所では、利用定員は、指定短期入所の事業の専用の居室のベッド数と同数とすること。 | □　適  □　不十分 | １ 運営規程 |
| 24　勤務体制の確保等 | １　　利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。  ※　原則として、月ごとに勤務予定表を作成し、従業者の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にしているか。また、その勤務の実績とともに記録しているか。  ※　管理者、医師、看護職員、運転手等を含めた事業所全体の勤務体制を明確にしているか。  ※　空床利用型事業所においては、本体施設の従業者について勤務体制を定めることで足りる。 | □　適  □　不十分 | １ 雇用契約書、労働条件通知書  ２ 勤務（予定）実績表  ３ タイムカード |
| ２　　事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供しているか。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 | □　適  □　不十分 | １ 勤務（予定）実績表  ２ 雇用契約書、労働条件通知書 |
| ３　　従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 | □　適  □　不十分 | １ 研修計画  ２ 研修記録 |
| ４　　適切なサービスの提供を確保する観点から、職場におけるハラスメント（パワハラ・セクハラ）により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。  ※　カスタマーハラスメント防止のための措置を講じることが望ましい。  ※　方針を明確化し、従業者に周知啓発しているか。  ※　相談窓口を定めているか。 | □　適  □　不十分 | １　ハラスメントに関する指針  ２　体制整備状況  ３　相談の記録 |
| 25　業務継続計画の策定等 | １　　感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対しサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制における早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。  ※　感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することは妨げない。 | □　適  □　不十分 | １　感染症に係る業務継続計画  ２　災害に係る業務継続計画 |
| ２　　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。  ※　感染症の予防及びまん延を予防する研修及び訓練と一体的に実施することも差し支えないが、年１回以上実施し、記録しているか。 | □　適  □　不十分 | １　研修記録  ２　訓練の記録 |
| ３　　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | □　適  □　不十分 |  |
| 26　定員の遵守 | 次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時にサービスの提供を行っていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。  （１）併設事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数  （２）空床利用型事業所にあっては、当該施設の利用定員（住居及びユニットの入居定員）及び居室の定員を超えることと  なる利用者の数  （３）単独型事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数 | □　適  □　不十分 | １ 業務日誌 |
| 27　非常災害対策 | １　　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。  ※　事業所の規模に応じて、スプリンクラー、自動火災報知設備、消防機関への火災通報装置の設置の要否を確認しているか。  ※　消防計画の作成義務の有無を所轄消防署等で確認し、必要であれば作成しているか。  ※　消防計画の作成義務がない場合、準ずる計画（非常災害対応マニュアル等）があるか。  ※　洪水等の浸水想定区域又は土砂災害警戒区域等を確認し、必要に応じて避難確保計画を作成しているか。 | □　適  □　不十分 | １ 消防設備  ２ 消防計画  ３ 非常災害対応マニュア  　 ル  ４ 避難確保計画 |
| ２　　非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 | □　適  □　不十分 | １ 避難訓練に関する記録 |
| ３　　２に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 | □　適  □　不十分 |
| 28　衛生管理等 | １　　利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 | □　適  □　不十分 | １ 講じている措置 |
| ２　　当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じているか。  （１）当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。  （２）当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。  （３）当該事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施しているか。  ※　従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなどの対策を講じているか。  ※　必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保っているか。  ※　空調設備等により事業所内の適温の確保に努めているか。  ※　感染対策委員会は、他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、相互に関係が深い会議体と一体的に設置・運営することとして差し支えない。感染対策担当者（看護師が望ましい）を決め、おおむね３か月に１回以上定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催しているか。  ※　感染症の予防及びまん延の予防のための研修及び訓練は、年２回以上実施し、記録しているか。 | □　適  □　不十分 | １ 感染対策委員会の設置状況  ２ 委員会の議事録  ３ 感染症及び食中毒予防等の指針（マニュアル）  ４ 健康診断実施記録又は  受診結果記録  （従業者全員分）  ５ 研修記録  ６ 訓練の記録 |
| 29　協力医療機関 | 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。 | □　適  □　不十分 | １ 契約書  ２ 連携記録 |
| 30　掲示 | 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、２９の協力医療機関その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。  ※　掲示の手法（ 掲示板等に掲示 ・ ファイリング ・ その他 ） | □　適  □　不十分 | １ 重要事項等の掲示状況の確認 |
| 31　身体拘束等の禁止 | １　　サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行っていないか。 | □　適  □　不十分 | １　身体拘束適正化検討委員会の設置状況  ２　委員会の議事録  ３　身体拘束等の適正化のための指針（マニュアル）  ４　身体拘束報告書  ５　研修プログラム  ６　研修の記録 |
| ２　　やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 | □　適  □　不十分 |
| ３　　身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。  （１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。  （２）身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。  （３）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。  ※　身体拘束適正化検討委員会は、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において身体拘束等の適正化について検討する場合も含む）も差し支えないが、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決め、少なくとも１年に１回は開催することが望ましい。  ※　研修は、定期的に実施（年１回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施し、記録しているか。 | □　適  □　不十分 |
| 32　地域との連携等 | 事業の運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 | □　適  □　不十分 | １ 関係記録 |
| 33　秘密保持等 | １　　従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないようにしているか。 | □　適  □　不十分 | １ 就業規則  ２ 誓約書 |
| ２　　従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。  ※　従業者と雇用契約時等に退職後も秘密の保持が必要である旨の取り決めを行う等の措置を講ずること。 | □　適  □　不十分 |
| ３　　他の事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。  ※　サービス担当者会議等において使用する可能性のある家族全員から同意を得ているか。  ※　家族から同意を得ていない場合、理由を記録しているか。 | □　適  □　不十分 | １ 個人情報使用同意書 |
| 34　情報の提供等 | １　　利用希望者が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供に努  めているか。  ※　障がい福祉サービス等情報公表制度について、「障がい福祉サービス等情報公表システム」を通じ高槻市への報告を行っているか。 | □　適  □　不十分 | １ パンフレット  ２ その他情報提供に関する資料等 |
| ２　　当該事業者について広告をする場合、その内容は虚偽の又は誇大なものとなっていないか。 | □　適  □　不十分 | １ パンフレット、ホームページその他広告に関する資料等 |
| 35　利益供与等の禁止 | １　　一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障がい福祉サービスの事業を行う者等又はその従  業者に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与し  ていないか。 | □　適  □　不十分 |  |
| ２　　一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障がい福祉サービスの事業を行う者等又はその従  業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | □　適  □　不十分 |  |
| 36　苦情解決 | １　　提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるため  の窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 | □　適  □　不十分 | １ 苦情解決処理の手順又はマニュアル  ２ 重要事項説明書 |
| ２　　苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。  ※　苦情台帳（記録用紙）の整備をしているか。  ※　苦情処理手順に沿って完結まで記録されているか。 | □　適  □　不十分 | １ 苦情に関する記録  ２ 苦情台帳  ３ サービスの質の向上に向けた取組 |
| ３　　提供したサービスに関し、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | □　適  □　不十分 | １ 関係書類（控） |
| ４　　提供したサービスに関し、大阪府知事が行う報告若しくはサービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して大阪府知事が行う調査に協力するとともに、大阪府知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | □　適  □　不十分 |
| ５　　提供したサービスに関し、高槻市長、その他の市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して高槻市長、その他の市町村長が行う調査に協力するとともに、高槻市長、その他の市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | □　適  □　不十分 |
| ６　　高槻市長等から求めがあった場合には、３から５の改善の内容を高槻市長等に報告しているか。 | □　適  □　不十分 |
| ７　　運営適正化委員会が、社会福祉法第８５条の規定により行う苦情解決に向けた調査又はあっせんに、できる限り協力し  ているか。 | □　適  □　不十分 |
| 37　事故発生時の対応 | １　　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、高槻市、その他市町村、当該利用者の家族等に連絡を  行うとともに、必要な措置を講じているか。  ※　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましい。  ※　事業所に自動体外式除細動器（AED）を設置することや、救命講習等を受講することが望ましい。 | □　適  □　不十分 | １ 事故対応マニュアル |
| ２　　事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しているか。  ※　事故及びひやり・はっと記録を作成し、台帳を整備しているか。  ※　市町村への報告は行っているか。  ※　再発防止のために事故及びひやり・はっとの分析をしているか。 | □　適  □　不十分 | １ 事故処置に関する記録  ２ 事故及びひやり・はっと  台帳  ３ 事故報告書  ４ 再発防止のために講じた措置に関する記録 |
| ３　　サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。  ※　損害賠償保険に加入することが望ましい。 | □　適  □　不十分 | １ 損害賠償保険証書 |
| 38　虐待の防  　止 | 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。  （１）当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。  （２）当該事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。  （３）（１）、（２）に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。  ※　虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとももに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めているか。  ※　虐待防止委員会は、身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営することも差し支えないが、少なくとも１年に１回は開催しているか。  ※　研修は、定期的に実施（年１回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施し、記録しているか。 | □　適  □　不十分 | １　虐待防止委員会の設置状況  ２　委員会の議事録  ３　虐待防止のための指針（マニュアル）  ４　虐待事案報告書  ５　研修プログラム  ６　研修の記録 |
| 39　会計の区  　分 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、サービスの事業の会計を他の事業の会計と区分しているか。 | □　適  □　不十分 | １ 会計に関する書類 |
| 40　記録の整  　備 | 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。また、記録についてその提供の日から５年間保存しているか。 | □　適  □　不十分 | １ 関係記録 |
| 41　電磁的記録等 | １　　諸記録を、書面に代えて、パソコン等の電磁的記録で作成し保存している場合、適切に作成・保存しているか。 | □　適  □　不十分 |  |
| ２　　利用者に説明し同意を得る文書について、書面に代えて、電子メールやCD-ROM等により交付している場合、当該交付等の相手方の承諾を得ているか。また、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしているか。  ※　承諾はあらかじめ文書又は電磁的方法により得ているか。 | □　適  □　不十分 |  |

第５ 変更の届出等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着眼点 | 自主点検結果 | 確認書類 |
| １　変更の届出  　等 | 次の事項に変更があったとき、又は当該事業を再開したときは、１０日以内に市長に届け出ているか。  ①　事業所の名称及び所在地  ②　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名  ③　申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）  ④　事業所の種別  ⑤　建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要  ⑥　併設事業所における利用者の推定数、空床利用型事業所における入所定員  ⑦　事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴  ⑧　運営規程  ⑨　協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容  ※　当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、届け出なければならない。 | □　適  □　不十分 | １ 変更届（控）  ２ 休止届（控）  ３ 再開届（控） |

その他　業務管理体制の整備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着眼点 | 自主点検結果 | 確認書類 |
| １　届出等 | 法人は、業務管理体制を整備の届出を適切に行っているか。  （法令遵守責任者：　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  （届出先：　　高槻市　・　大阪府　・　厚生労働省） | □　適  □　不十分 | １　業務管理体制の整備の届出 |
| ２　法令遵守の取組 | 法人は、法令遵守のための取り組みを適切に行っているか。 | □　適  □　不十分 |  |